

第5章 雪害・事故災害等応急対策計画

第5章 雪害・事故災害等応急対策計画

第1節	雪害応急対策計画.....	1
第2節	道路災害応急対策計画.....	5
第3節	林野火災応急対策計画.....	6
第4節	農業関係災害応急対策計画.....	7
第5節	公共土木施設等災害応急対策計画.....	8
第6節	原子力施設等事故応急対策計画.....	8

第5章 雪害・事故災害等応急対策計画

第1節 雪害応急対策計画

1 雪害応急対策計画の趣旨

この計画は、大雪時における町民の生命、身体及び財産を守るため、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、町民、地元企業等が相互に協力し、神流町の地域社会全体で大雪時の応急対策に当たることを目指すものである。

特に、大雪時において孤立集落が発生した際には、孤立集落内での安全確保措置が必要となることから、町民同士の協力を前提とした安全確保措置を推進しつつ、町を含むその他の関係機関がこうした地域の繋がりによる応急活動を支援するとともに、孤立集落の早期解消を目指すものである。

なお、雪害時における応急対策全般は「第4章 風水害応急対策計画」を参照するものとするが、大雪並びに雪害という気象特性を踏まえた独自の応急対策活動については、本計画に定めることとする。

2 雪害時における役割

(1) 町民

町民は、日々日常の活動に防災の視点や取り組みを組み込んでいくことで災害に備えるとともに、雪害時における地域の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関とも協力しながら、地域の一員としての役割を担うこととする。

ア 備蓄の励行

イ くすり手帳等必要情報の携行

ウ 不要不急の外出の自重

エ 電気機器によらない暖房設備の確保

オ その他、地域の協力による助け合い

(2) 地元企業

地元企業は、事前に従業員の安否確認体制の整備を行うとともに、防災訓練等を通じて人命を守るためになすべきことについて、従業員への普及に努める。その上で、雪害時には地域社会の一員として、町と連携し、地元地域で可能な雪害応急対策の支援を実施するように努めることとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する地元事業者及び除雪等交通路の確保に務める地元事業者等で、地域社会の一員として雪害時に地域社会に貢献する意思を有し、災害時の支援内容を事前に取り決めることが可能な事業者については、町との協定締結等に協力するよう努める。

(3) 町

ア 町は、大雪により孤立化等の危険がある際に、早めの情報提供で雪害による影響を最小限に食い止めるための措置を講ずることとする。また、孤立化等の状況が発生した際には、町民の協力により地域の生命、身体及び財産を守ることとし、そのための必要なサポートを行うとともに、孤立集落等の早期解消のための対策を講ずることとする。

イ 町は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

3 大雪時の留意事項の周知

町及び県（危機管理課ほか）、県警察、消防機関及び事業者等は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、住民や車両の運転者等に対し、「第2章 第15節 防災知識普及計画」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

(1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。

ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ 不要不急の外出は見合わせる。

ウ 自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。

エ エンジンをつけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

オ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。

カ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。

キ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。

ク 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

ケ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

コ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

4 組織計画

大雪を起因とする災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、町長は、基本法第23条の2第1項の規定に基づき、町に災害対策本部を設置し、県及び指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な連絡及び協力のもとに災害応急対策を実施するものとする。

(1) 組織

神流町災害対策本部の組織及び編集は、神流町災害対策本部条例（平成15年神流町条例第13号）及び本計画に定める。

(2) 設置基準

町長（町長が不在の場合は、副町長・教育長の順）が神流町災害対策本部を設置する基準は次による。

ア 群馬県下に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雪、暴風雪警報、注意報が発表され、その必要性が認められるとき。

イ 町の区域に重大な災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その必要性が認められるとき。

ウ 前号のほか、著しく激甚である災害により、その必要性が認められるとき。

(3) 設置場所

災害対策本部は町役場に設置し、役場正面玄関に「神流町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、激甚災害等により、役場庁舎内に災害対策本部を設置できない場合の代替施設については、周辺の被災状況を確認のうえ、適宜決定する。

(4) 廃止基準

災害のおそれがなくなったとき若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(5) 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌については、「第4章 第1節 5.本部の組織及び事務分掌」を参照することとする。

5 災害広報計画

災害に関する情報及び対策等の町民に対する広報及び報道機関への発表は、「第4章 第8節 災害広報計画」を参照することとするが、特に雪害時には以下の点に留意した上で災害広報活動に努めることとする。

- (1) 大雪のおそれがある際の、不要不急の外出を控えることを伝える広報
- (2) 町民による安全確保措置の実施を伝える広報
- (3) 孤立集落に関する情報を伝える広報
- (4) 応急対策の実施状況に関する広報
- (5) その他町民の要望を踏まえて伝達すべき情報の広報

6 安全確保措置・避難計画

大雪時における人命の安全を図るための避難を含む安全確保措置については、「第4章 第13節 被災者救出計画」を参照することとするが、大雪と言う気象特性を踏まえた適切な行動を町民が取れるようにするため、以下の点にも留意することとする。

(1) 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令基準は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、概

ね次の状況が認められるときとする。

ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

ア) 大雪の影響により、夜間に事態の急変が予測され、早期の対応が求められると判断したとき。

イ) その他、大雪による影響は発生していないが、早期の対応が求められると判断したとき。

イ 避難勧告の発令基準

ア) 大雪又は暴風雪等の気象警報が発表され、大雪による道路の寸断、集落の孤立化などが予測される時。

イ) その他、大雪による影響が発生し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための適切な措置が求められるとき。

ウ 避難指示（緊急）の発令基準

大雪の影響により被害が発生し又はその危険性が非常に高まったとき。

(2) 安全確保措置・避難の周知徹底

ア 町長は、避難のための立退きの万全及び人の生命又は身体の安全を図るため、町民に求められる避難行動について、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置も含めた適切な避難方法、避難経路及び避難行動について、あらかじめ町民に徹底させておく。

イ 町長は避難の指示又は勧告をしたとき又は通知を受けたときは、関係機関と協力して、関係者及び避難行動要支援者に避難所等の周知徹底を図る。

(3) 指定避難所等の開設、収容

ア 大雪時における避難先

ア) 町は雪害の進展に応じて避難所等の開設に努めることとするが、町民は停電等による暖房設備等の使用の制限も踏まえ、公共施設に限らず、個人宅も含めて地域で協力し、集落内で適切な避難先を確保するように努めることとする。

イ) 避難に係る移動距離は必要最低限とし、集落内で行うものとする。

イ 安全確保措置遂行のため誘導及び移動

安全確保措置を遂行のための誘導及び移動を行うにあたっては、老幼、婦女子、病人等に配慮し、一人での移動は極力避け、各集落の町民が集団で行うこととする。

7 孤立集落対策

大雪による道路網の寸断等が予想される地域の町民は、食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するものとし、町民同士の協力により、救援が届くまでの間、自立して持ちこたえられる体制整備に努める。また雪害時には、町民の安否の確認、炊き出し等の実施、町への被害状況の報告、救援の要請等を町民自らが行うものとする。

町は、孤立した場合でも救援が届くまでの間、町民が自立して持ちこたえることを前

提に、集落単位に必要な物資の事前配置などの環境整備を行うとともに、孤立化した際の町民による安否確認、炊き出し等の実施、町への被害状況の報告、救援の要請等が実施できるように適切な支援を行うこととする。また、孤立集落等の早期解消のため、関係機関と連携し、実施可能なあらゆる対策を講じることとする。

8 雪害の拡大防止

- (1) 町は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画及び協定等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。
- (2) 積雪による家屋倒壊等の被害防止や生活道路の早期除雪のため、町民は集落単位で協力し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を行うこととする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、区長会、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

第2節 道路災害応急対策計画

大規模な事故災害により道路施設及び道路利用者等に被害が発生し又は発生するおそれがあり道路交通の安全上必要があると認められる場合の道路管理者及び関係防災機関がとるべき応急対策は、それぞれの防災業務計画に基づく対応をとるほか、次に定めるところによるものとする。

1 情報の収集・伝達

- (1) 大規模な事故災害が発生し、道路施設等が被災又は多数の負傷者等が発生した場合、道路管理者は速やかに国（国土交通省）、県、町、警察本部（警察署）、消防機関等に連絡する。
また、連絡を受けた機関はそれぞれ関係する機関に連絡するとともに、逐次被害の状況、応急対策の状況等の把握に努め、相互に連携を図る。
- (2) 道路管理者、県及び町等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合い、適切な情報の提供を行う。
- (3) 道路管理者は、道路利用者等に対し、被害状況、応急活動状況、復旧見通し等の情報を提供する。

2 応急対策活動体制の確立

道路管理者、県及び町等防災関係機関は、発災後速やかに職員の参集、情報収集体制

の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、また相互に緊密な連携の確保に努める。

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請の要求をする。

3 応急対策

- (1) 道路管理者は、町、消防機関等が行う迅速、かつ、的確な救助、救出及び消火の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 町長は、救助及び救出活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県等に応援を要請する。
- (3) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、消火活動を行う。
- (4) 道路管理者は、危険物の流出及び道路の陥没及び山崩れ等の危険が認められたときは、関係機関と協力し、速やかに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

4 交通確保対策

- (1) 県警察本部及び警察署は、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、適切な措置をとる。
- (2) 県警察本部及び警察署は、緊急輸送を確保するため、交通規制を行う等の措置をとる。
また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導等の実施等を要請する。

5 応急復旧対策

- (1) 道路管理者は、迅速、かつ、的確な障害物等の除去を行い、早期の道路交通確保に努める。
- (2) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被害箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (3) 県警察本部及び警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧のため必要な措置をとる。

第3節 林野火災応急対策計画

大規模な林野火災時における応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 町のとるべき措置

- (1) 関係機関への通報

町は林野火災が発生した場合、速やかに県（藤岡行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合は消防保安課）及び林業関係機関に火災状況を通報する。

(2) 応援要請

町のみでの消火が困難と判断した場合、町長は、県の防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプターによる消火活動を要請するとともに、相互応援協定により他市町村に応援を求める。

(3) 町は、林野火災がその発生場所、風向き及び地形等現地の状況によって常に臨機応変の措置をとる必要があるので、消火活動にあたっては次の事項を十分検討して最善の方法を講ずる。

- ア 出動団員の出動区域
- イ 出動順路と防御担当区域
- ウ 携行する消防器材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ ヘリポートの設定
- ク 救急救護対策
- ケ 避難の勧告・指示等
- コ その他必要事項

2 消火用資機材の確保

町は、林野火災を防御するため、必要な資機材の確保に努める。

第4節 農業関係災害応急対策計画

災害による農業関係被害の応急対策は、次により実施するものとする。

1. 実施主体

被災農家等に対する指導は、知事及び町長が関係団体の協力のもとに実施する。

2. 農作物関係

病虫害防除対策

(1) 防除の指示及び実施

町は県の指示に基づき、防除班を編成して防除の実施を図る。

(2) 防除器具の確保

町は管内の防除器具の状況を把握し、緊急防除の実施に際し効率的に防除器具の使

用ができるよう努める。

3. 家畜関係

家畜の避難

災害の発生に際し、飼養管理者は責任をもって家畜をより安全なところに避難させるとともに、家畜が他に及ぼす影響も考慮のうえ、慎重、かつ、迅速に対処し、避難所・方法等については、事前に関係機関と協議のうえ計画しておく。

第5節 公共土木施設等災害応急対策計画

災害により被害を受けた道路、河川等の土木施設、農業用施設及び林道、治山関係施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施計画

公共土木施設等の応急対策は、施設管理者が行う。ただし、町長の行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援、協力を得て実施する。

2 応急措置

町長は、災害により管理する施設が被害を受けたことにより被害が拡大するおそれがあるとき、あるいは応急対策上施行の必要があるときは、できる限り速やかに実情に即した方法により応急措置を行う。

3 その他

(1) 町長は、その管理する公共土木施設等の応急工事又は応急対策を施工する工事について、工法上等疑義が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、事前に関係機関と協議しておく。

(2) 応急工事を施工する場合は、被害状況写真、その他関係資料を整理しておく。

第6節 原子力施設等事故応急対策計画

県内に原子力施設は存在しないが、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生した場合に備え、平常時の空間放射線量を定期的に測定し、結果を取りまとめておくとともに、原子力施設の異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、以下の対応を実施し、実施結果等については、町民などへ積極的に広報するものとする。

1 放射性物質検査の実施

(1) 空間放射線量に関する情報

- (2) 水道水の放射性物質に関する情報
- (3) 農林水畜産物の放射性物質に関する情報

2 相談窓口の設置

藤岡保健福祉事務所等の関係機関と連携し、速やかに町民からの問い合わせに対応できるように努める。

3 風評被害の未然防止

各種測定結果を踏まえ、農林水畜産物等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。